

「近畿農福連携ネットワーク」規約

1 名称

本ネットワークは、「近畿農福連携ネットワーク」と称する。

2 目的

本ネットワークは、農林水産業と福祉の連携による就労・雇用の取組の推進を図ることを目的とする。

3 事業

本ネットワークは、2の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 農福連携の普及・啓発
- (2) 情報の収集及び共有
- (3) ネットワーク参加者相互の連携・交流
- (4) その他2の目的を達成するために必要な事業

4 ネットワーク参加者

本ネットワークの参加者は、原則として近畿地域において2の目的に沿って活動する団体・機関等とする。

5 入会及び退会

本ネットワークへの入会は、事務局に届け出て名簿に登録することによって行う。届け出た情報を変更する場合及び退会も事務局に届け出るものとする。

6 情報の取扱い

本ネットワーク参加者の個人情報事務局が厳重に管理するものとし、参加者の承諾を得ている場合を除き、第三者に提供又は開示しない。

本ネットワーク参加者が、他の参加者に対して情報提供等を行う場合は、事務局を通して行う。

7 事務局

本ネットワークの事務局は、近畿農政局農村振興部都市農村交流課に置く。

附則

- 1 本規約は、平成25年5月15日から施行する。
- 2 本規約は、令和3年11月15日から施行する。
- 3 本規約は、令和5年4月1日から施行する。